世界の あしたが 見えるまち。 TSUKUBA

つくば市記者会 御中

発信日:令和3年(2021年)10月4日(月) 発信元:つくば市 経済部 経済支援室

□取材依頼 ■周知依頼 |募集告知 □その他

中小企業等販路拡大補助金の 第2回申込受付を開始します



中小企業等販路拡大補助金は、インターネット販売サイトやホームページの構築による 非対面型業態への転換、テイクアウト用の厨房機器やソフトウエア導入による生産性の向 上及び飛沫対策パーテーションや空気清浄機の設置による感染症対策の強化などの販路拡 大の取組みに要する経費の一部を最大50万円補助するものです。

【申込開始日時】

令和3年10月4日(月)9時

【受付】

窓口または電話(経営支援ワンストップ窓口:029-883-1378)

※申請には事前に経営支援ワンストップ窓口にて中小企業診断士のコンサルティングを 受け、推薦を受ける必要があります。

【補助率】

- 経費の発注先が以下の場合で異なります。 ・市内本店を有する法人又は住所を有する個人の場合 90%
- ・市外本店を有する法人又は住所を有する個人の場合 75%

【予算】

令和3年9月補正予算にて36,000千円

- ※国の令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用します。
- ※予算額に達した場合は、受付を早期終了する場合があります。

【その他】

補助金の概要については、別紙チラシをご覧ください。 令和3年度に本補助金の第1回交付決定を受けた場合は対象外となります。

【これまでの実績及びアンケート結果】

- ●令和2年度交付決定事業者 79者
- ●令和3年度第1回交付決定事業者 65者
 - ●令和2年度交付決定事業者へのアンケート結果 補助金活用から約6か月後の実績調査(回答事業者は53者)

43者(81.0%) 顧客評判向上: 認知度向上: 41者(77.2%) 39者(73.4%) 業務効率向上: 売上増加 30者(56.5%)

申請 2021年 期限 **12**月**28**日

※予算額に達した場合は、 受付を早期終了する場合があります。

令和3年度第2回

つくば市 中小企業等 販路拡大補助金

新型コロナを乗り切る取組を支援!



<u>市内本店の法人又は</u> <u>市内住所の個人事業者</u>へ 発注する経費 90%

市外本店の法人又は 市外住所の個人事業者へ 発注する経費

75%

補助額

中小企業者等

上限 50 万円

補助 対象者

次のいずれにも該当する中小企業者等

- ① 次のいずれかに該当する
 - ▶市内の事業所に機械や什器などの設備を導入する
 - ▶市内本店の事業者がホームページ作成やシステム構築等を行う
- ② 市の「経営支援ワンストップ窓口」でコンサルティングを受けている
- ③ 茨城県の「いばらきアマビエちゃん」に登録している
- ④ 令和3年度に本補助金の第1回交付決定を受けていない

令和3年度第1回活用実績

補助金の 活用者数 **65** ECサイト作成、 カーラッピング (補助額49万円) モバイルオーダー システムの導入 (補助額50万円)

テラス席の整備 (補助額41万円)

等々、皆様の販路開拓をお手伝いします!

【問合せ先】つくば市経営支援ワンストップ窓口 (つくば市経済支援室)

TEL:029-883-1378(直通) Email:eco056@city.tsukuba.lg.jp



新型コロナウイルス感染症に関する国・県・市の経済対策と市民生活支援を、市ホームページにまとめています

中小企業等販路拡大補助金の手続き

1

つくば市経営支援ワンストップ窓口での相談

お持ちの事業アイデアをもとに事業計画の作成から実施までの サポートを行います。

ご相談等を希望される方は、電話で訪問日時を予約してください。

電話番号:029-883-1378(つくば市経営支援ワンストップ窓口)

2

中小企業診断士のコンサルティング(3回程度)

- ・申請に必要な経営計画書の作成をサポートします。
- ・経営計画書完成後、補助金の申請に必要となる中小企業診断士からの 推薦書を発行します。

3

交付申請【申請期限:令和3年12月28日】

- ・②で作成した経営計画書に加えて申請書等必要書類を提出してください。
- ・予算額に達した場合は、受付を早期終了する場合があります。

4

交付決定

・申請内容を審査し、適当と認める場合は、交付決定通知書を送付します。

5

補助金の入金(概算払い)

・請求書を提出いただき、2週間程度で指定した口座に入金します。

6

事業実施

- ・経営計画書の内容に沿って事業を実施してください。
- ・対象経費の発注書、請求書、領収書等の証拠書類を保管してください。

7

実績報告【報告期限:令和4年2月28日】

・実績報告書等必要書類を提出してください。

8

補助金額確定

- ・実績報告の内容を審査し、確定通知書を送付します。
- ・精算が発生する場合は、返納通知書を合わせて送付します。

9

補助金の精算

・返納通知書が届いた場合、精算してください。